

かがり台建築協定

概 要

- ① 建築物の用途は、次に掲げる建築物以外建築してはならない。
 - イ) 一戸建専用住宅及びこれに附属する物置又は車庫
 - ロ) 公益上必要な施設及びこれに附属する物置又は車庫
 - ハ) その他運営委員会が本協定の目的に照らして協定区域内における利便の増進又は協定区域内及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めたものニ) 建築物等の工事を施工するための仮設建築物
- ② 建築物の敷地は協定締結時の別添区域図に示す区画とし、敷地の分割はできないものとする。ただし、区画の変更で1区画の区画面積が165平方メートル以上確保され、かつ変更後の区画数が協定締結時の区画数を越えない場合はこの限りでない。
- ③ 道路に面する部分の垣、柵の構造は、生垣若しくは地盤面からの高さが1.8メートル以下の鉄柵又は金柵等の透視可能で景観を損なわないものとする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
 - イ) 高さが0.6メートル未満のもの
 - ロ) 門
 - ハ) 門の袖で、その長さが2メートル以下のもの
- ④ 前号の規定に関わらず道路に面した奥行き0.4メートル以内の範囲（別添第6条第4号に示す範囲図については、宅地擁壁面から道路までの空地巾）は形質を変えてはいけない。ただし、出入り口、車庫等に用いる部分で次に掲げるもの及び造園築造による一部の変更、又は②に該当する行為はこの限りでない。
 - イ) 門柱及び門の袖でその高さが1.5メートル未満、かつその長さが1.5メートル未満のもの
 - ロ) 門扉・カーポート門扉等でその高さが1.2メートル未満、かつフェンス上で透視可能なもの

- ⑤ 道路に面する部分の植樹帯及び敷地内の空地は、樹木等により極力緑化に努めるものとする。
- ⑥ 敷地の地盤面は、原則として変更してはならない。ただし、運営委員会が環境の保全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- ⑦ その他特に定めのない事項については、第一種低層住居専用地域に係る法及び法施行令等を適用する。
- ⑧ 土地の所有者等は、建築物を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。